

冬期の安全な道路交通を確保するため、県並びに村が管理している国道、県道、村道については、道路に概ね10センチメートル以上の積雪が見込まれる場合に除雪作業を実施します。

また、今年2月の記録的な大雪を受けて、大雪警報が発令される場合などは、山間道路での立ち往生車両の発生を防ぐため早めの通行規制を実施するとともに、交通量の多い幹線道路については、国・県・市町村が連携して優先的に除雪を実施します。

皆様も冬期道路に対する備えと除雪作業の実施にご理解とご協力をお願いします。

冬期道路除雪にご理解とご協力をお願いします

「みんなできさえあうあったかい地域づくり」をスローガンに、今年も12月1日～12月31日迄の1カ月間募金運動が実施されます。

「歳末たすけあい運動」は、共同募金運動の一環として、地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得て、様々な福祉活動を重点的に展開するものであります。本村では、皆様から集められた募金は、施設等に長期入所されている方、自宅で療養されている在宅療養者、72歳以上の1人暮らしの方に慰問金等として届けられます。

平成26年度歳末たすけあい運動のご協力について

- ①道路にせり出している竹や木の枝は伐採してください。
 - ②庭や屋根に積もった雪は道路に出さないでください。
 - ③玄関先などの雪処理にご協力ください。
 - ④大雪時の不急不要の外出を控え、路上駐車をなくしましょう。(除雪作業の効率が下がります)
 - ⑤早朝の除雪作業にご理解ください。
 - ⑥スリップ事故・立ち往生等を起こさないよう冬用タイヤ・チェーンを携行してください。
- 問い合わせ先
国道・県道
群馬県中之条土木事務所
☎0279・75・3047
- 村道
高山村役場農政課
☎0279・63・2111

年末年始のごみ収集及び直接搬入受け付けについて

吾妻東部衛生センターにおける年末年始のごみ収集及び直接搬入受け付けについては、次のようになりますのでご注意ください。

また、ごみを出す際には配付済の「家庭ごみの分け方・出し方」にも掲載されていますのでご確認ください。

【ごみ収集日程】

月日	収集日程
～12月30日(火)まで	通常収集
12月31日(水)～平成27年1月4日(日)	休み
1月5日(月)～	通常収集

※12月31日～1月4日の間は、該当する地区の収集を休ませていただきます。振替の収集はありません。

【ごみの直接搬入受付】

月日	受付時間
～12月26日(金)まで	9時～16時30分(通常受付)
12月27日(土)	休み
12月28日(日)	休み
12月29日(月)	9時～15時
12月30日(火)	9時～12時
12月31日(水)～平成27年1月3日(土)	休み
1月4日(日) 休日受入(一般家庭)	9時～12時(一般家庭のみ)
1月5日(月)～	9時～16時30分(通常受付)

※1月4日(第1日曜日)は、休日受入を行います。
【吾妻東部衛生センター ☎0279-75-2099】

吾妻線利用のご案内

今年、八ッ場ダム建設に伴う川原湯温泉駅の移転及び中之条駅、長野原草津口駅、万座・鹿沢口駅にSuicaの一部サービスが開始された吾妻線が来年で70周年を迎えます。沿線市町村住民の生活の足として、また、豊かな自然や全国的に有名な温泉地へ赴く観光客に親しまれている吾妻線ですが、年々乗車人員が減少している状況にあります。Suica導入の他に、新たな車両が導入されるなど、より便利になった吾妻線をご利用ください。

渋川・吾妻地域在来線活性化協議会

家屋調査の実施について(お願い)

平成26年中に、村内に家屋を新築及び増築または取り壊しをされた方は、役場税務課までご連絡ください。家屋を新築及び増築された場合には、税務課職員がお伺いし家屋調査を実施いたします。また、取り壊した家屋についても現地を確認させていただきます。この調査は固定資産の課税基礎となる調査です。

連絡・問い合わせ先
高山村役場 税務課 ☎63-2111 (内31・32)

シルバーチャリティゴルフの皆さまより、善意のご寄付ありがとうございました。

10月24日(金)、高山ゴルフ倶楽部に於いて、高山村シルバーチャリティゴルフ大会が開催されました。

当日は、秋晴れに恵まれ、澄みきった青空の下、総勢40名の方々がご参加され、プレーを楽しまれました。

このあたたかい善意のご寄付に感謝申しあげ、福祉活動事業に有効に使用させていただきます。ありがとうございました。

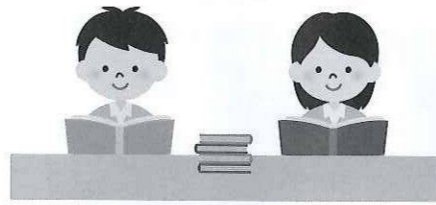
金 35,000円



ご厚志に心から感謝を申し上げます

先日、本村出身で現在は埼玉県にお住まいの藤本博文様から、昨年に引き続き高山村の小学生や中学生の図書の実用に使ってくださると、「上州高山ふるさと基金(ふるさと納税)」に対して80,000円のご寄付をいただきました。

ご寄附の趣旨に添いまして大切に活用させていただきますとともに、心から感謝を申し上げます。紹介させていただきます。



ふるさと納税で高山村を応援してください!

「上州高山ふるさと寄附」は、平成20年の開始から現在まで、延べ30件・総額5,093,000円(本年度1件・258,000円)のご寄附をお預かり致しました。

この「上州高山ふるさと寄附」に、今年度から新たに「お礼券(金券)」と「高山村の農産物等の特産品」を贈呈する特典をご用意致しました。

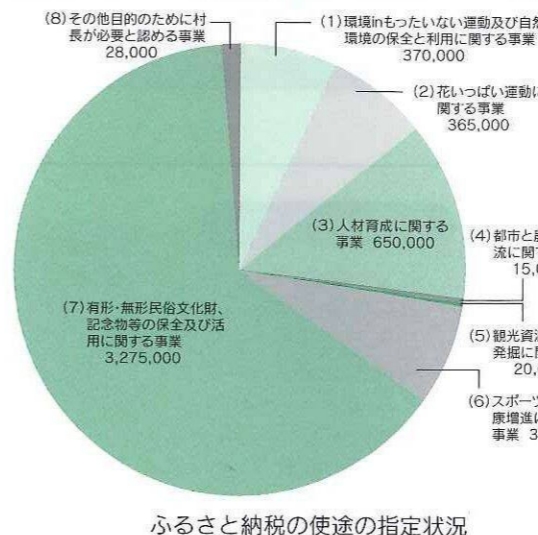
○「上州高山ふるさと寄附」の特典とは:
5,000円以上のご寄附をいただいた方に、寄附の金額の4分の1に相当する額の「お礼券」(その額に1,000円未満の端数が生じる場合は、切り捨てた額分の金券)を贈呈致します。さらに、ご寄附の金額に応じ左記に掲げる金額に相当する「高山村の農産物等の特産品」を贈呈致します。

5,000円以上～20,000円未満
↓1,000円相当
20,000円以上～50,000円未満
↓2,000円相当
50,000円以上～100,000円未満
↓5,000円相当
100,000円以上
↓10,000円相当

○ふるさと納税の仕組みは:
市町村に寄附を行うと、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、寄附額のうち2,000円を超える額については、概ね個人住民税所得割の1割程度を上限として全額が控除されます。

つまり、寄附を行うことで所得税及び住民税が減税され、あたかも自分の応援したい市町村に納税したのと同じ効果になる仕組みになっています。

- ①「寄附申込書(寄附金の使途を指定)」の提出(寄附者)
- ②「納入通知書」或いは、「郵便局の振替払込書」



- ③「寄附金」の納付(寄附者)
 - ④「寄附金受領証明書」の発行及び「お礼券(金券)」並びに「高山村の特産品」の贈呈(高山村)
 - ⑤寄附をした翌年の3月15日までに、「寄附金受領証明書」により確定申告(寄附者)
 - ⑥寄附をした年の「所得税の還付」及び、寄附をした翌年度の「個人住民税の軽減」により税金の軽減(寄附者)
 - ⑦翌年度、ご寄附いただいたお金を寄附者の指定した事業の財源として活用(高山村)
- 詳細については:
高山村役場(総務課) ☎0279・63・2111 (内線11)へお問い合わせください。

優良自動車運転者表彰 受賞者募集 ～27年度の表彰会場は東吾妻町になります～

吾妻交通安全協会の会員の方で、次の要件に該当する方は、優良自動車運転者表彰を受けられますので、ご応募ください。

無事故・無違反証明書申請費用は吾妻交通安全協会が負担します。

役場総務課にて申請手続きをお願いします。

尚、表彰該当者は春の全国交通安全運動期間中の表彰式で表彰されます。

共通要件

- ・運転免許を有していること。
- ・県内の交通安全協会の会員であること。
- ・過去に同種の表彰を受けていないこと。
- ・交通法令以外の法令違反のある場合、表彰から除外される事があります。

表彰種別	授与者	無事故無違反の期間 (原動機付自転車を含む)	表彰歴等
銅章	警察署長 地区交通安全協会会長	5年以上	—
銀章	警察本部長 県交通安全協会理事長	10年以上	地区表彰(銅賞)を受けていること。
金章	〃	15年以上	県表彰(銀賞)又は昭和55年以前に銀賞と同等の表彰を受けていること。
金冠銀章	〃	20年以上	県表彰(金賞)を受けていること。
金冠金章	〃	30年以上	県表彰(金冠銀賞)を受けていること。
旭日金冠章	〃	40年以上	県表彰(金冠金章)を受けていること。

申告に必要な物 ・印鑑 ・免許証 ・安全協会会員証
募集期間 平成27年1月6日(火)まで



冬の県民交通安全運動
12月1日(月)～12月10日(水)

STOP! 飲酒運転
事故のない群馬はあなたの責任から

上州路 調理と人思いの運法
キャンペーン実施中!!

- 出会いの事故防止
- 正しい合図のとり方
- 道交事故の防止

上州ひかっつ運動
安全運転 安全運転

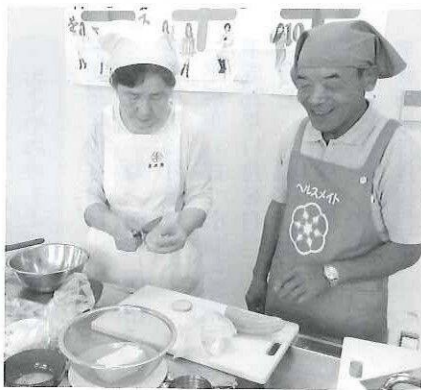
危険ドラッグによる
交通事故の発生!!

心臓病・高血圧・糖尿病
等に思いやりを!!

〇毎月1日付「交通安全月間」
〇毎月15日付「自転車マナーアップデー」
〇毎月25日付「高齢者交通安全日」

平成26年 冬の県民交通安全 運動が実施されます 12月1日(月)～12月10日(水)

～「まあいいか」 その一杯が 事故のもと～



「第2回ステップアップ教室(男性料理教室)」 参加者募集

食事や運動で生活習慣の見直しをしてみませんか。男性の方に限らず、皆さんの参加をお待ちしています。

日時 12月12日(金)
午前10時～午後3時

内容 午前の調理実習
の調理実習
午後・楽しい体操

場所 いぶき会館2階、3階

参加費 無料

持ち物 エプロン、三角巾、運動のできる支度

*初回参加者の方には、健康データ入り、歩数計をさし上げます。

申し込み 12月10日(水)まで保健センター ☎(63)1311
または、お近くの食生活改善推進員へ

難病患者の方に見舞金支給

高山村では特定疾患の患者の方とそのご家族の福祉の増進を図ることを目的に、高山村特定疾患等患者見舞金支給要綱を制定しています。

見舞金を受給できる方

- ・群馬県が実施する特定疾患医療の給付を受けている方
- ・群馬県が実施する小児慢性特定疾患医療の給付を受けている方

見舞金の支給を受けることができる方

- ・群馬県が実施する先天性血液凝固因子障害医療の給付を受けている方
- ・見舞金の支給を受けることができる方は、12月1日現在において患者又は保護者であり、本村に在住し、住民票に記載されている方です。

受給の申請

見舞金の支給を受けようとする方は、高山村役場住民課にて申請してください。

支給の決定

見舞金支給申請書を受け取り、内容を審査のうえ可否を決定し、申請された方へ通知いたします。

見舞金の額

見舞金の額は、年額3万円です。

支給時期

見舞金の支給は、毎年度12月の村長が定める日とします。

申請の期限

平成26年12月16日(火)

役場窓口につづけていただくもの

- ・各医療の受給者証
- ・印鑑
- ・振込先になる通帳

※昨年度に支給決定を受けた方には、ご自宅に申請書を送りますので、今年度の申請がありません。受給者証を持参のうえ、役場住民課へ申請してください。

お問い合わせ先

高山村役場 住民課
☎63・2111
(内線64)

児童扶養手当法改正に係るお知らせ

児童扶養手当法が改正され、公的年金等との併給制限が見直されます。これまでは、公的年金等を受給していたり(申請すれば)受給できる場合には児童扶養手当を受給することは出来ませんでした。平成26年12月1日より児童扶養手当の額が児童扶養手当の額よりも低い場合は、その差額分の手当が受給できることとなりました。

※公的年金等とは、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などのことです。今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

- ・お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- ・父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合など

※配偶者が障害年金を受給中で、平成26年12月1日以降も児童扶養手当を受給している方も手続きが必要となります。

月額手当額

公的年金等と児童扶養手当額との差額となりますが、所得や年金等受給額に基づき算出することとなります。

申請及び手当の支給

○平成27年3月31日まで申請した場合は、平成26年12月1日において支給要件を満たしている人：平成26年12月分から

平成26年12月1日には支給要件を満たしておらず、平成27年3月31日までに支給要件を満たした人：要件に該当した日の翌月分から

※平成27年3月31日を過ぎると、申請の翌月分からの支給になります。

お問い合わせ先 高山村役場住民課、県庁子育て支援課 ☎027・226・2624

Lockコン開催!!

12月20日(土)、恋人の聖地・ロックハート城において「Lockコン」が開催されます。

このイベントは、クリスマスイブにロマンティックな運命の出会いがあるようにと、JRSウエディングリゾートが主催、高山村社会福祉協議会が協賛し県内全域の男女に呼びかけ開催されます。

詳細は下記のとおりですので、運命の出会いやご結婚に興味のある方はぜひご参加ください。

日時：平成26年12月20日(土)
13:00～受付・14:00スタート

場所：恋人の聖地・ロックハート城

募集：男女各100名(先着順)
(年齢20～38歳)

参加費：男性5,000円・女性3,000円(入場料・料理、ドリンク代込)

※高山村に住所がある方は、参加費の半額を補助いたします。チケット購入の際に、社会福祉協議会 ☎63-2075) 又は、住民課窓口にお申し出ください。

●お問い合わせ
ロックハートウエディング ☎0279-63-2062

Time Table	
13:00	受付開始
14:00	トークタイム
15:50	第一印象カード
16:00	立食ビュッフェにてフリータイム
17:20	カップリング・カード
17:30	クリスマス抽選会
17:50	カップル発表
18:00	イベント終了

国民年金の任意加入について
日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国籍や職業にかかわらず、必ず国民年金に加入します。
また、次の人は申し出により、任意で国民年金に加入できます。
①60歳から65歳未満の人で、老齢基礎年金を受けるための資格期間（保険料納付済期間、保険料免除期間、学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間を合計して25年以上）を満たさない人や、満額の老齢基礎年金を受けられない人
②昭和40年4月1日以前に生まれた人で、老齢基礎年金を受けるための資格期間を満たさない人（70歳になるまでの間で、老齢基礎年金を受けるための資格期間を満たすまで加入できます）
※①及び②について、加入の手続き先は、市役所・町村役場の国民年金担当係です。
③海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
日本国内に親族などが住んでいる場合は、その人に協力者になつてもらい、協力者を通じて、最後に在任していた市役所・町村役場の窓口で手続きを行います。
日本国内に協力者がいない場合は、次の窓口で本人が手続きを行います。
1. これから海外に転居する場合は、住所地の市役所・町村役場
2. 既に海外に居住している場合は、日本国内の最後の住所地を管轄する年金事務所
3. 本人が日本国内に住所を有したことがない場合は、千代田年金事務所
くわしくは年金事務所にお問い合わせください。
・ 渋川年金事務所 国民年金課 ☎0279-22-1607

国民年金

国民年金の任意加入について



付加保険料のご案内

将来、より高い老齢給付を受けるために、第1号被保険者（自営業者等）や65歳になるまでの任意加入被保険者は、ご希望により定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることができます。付加保険料を納める場合には、定額保険料を納めることが必要です。
付加保険料を納めると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金を受けられます。付加年金の計算式は次のとおりです。
年金額＝200円×付加保険料を納めた月数
なお、国民年金基金に加入している方や多段階免除などの免除制度を利用している方は、付加保険料を納めることができません。
付加年金の加入をご希望の方は、お住まいの市役所・町村役場へお申し出ください。
くわしくは、市役所・町村役場の国民年金担当係または年金事務所へご相談ください。
・ 渋川年金事務所 国民年金課 ☎0279-22-1607

放送大学
4月生募集のお知らせ

放送大学では平成27年度第1学期（4月入学）の学生を募集中です。
放送大学はテレビ等の放送やインターネットを通して学ぶ通信制の大学です。
心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。
出願期間は3月20日まで。
資料を無料で差し上げています。
お気軽に放送大学群馬学習センター ☎027-230-1085 までご請求ください。放送大学ホームページでも受け付けております。

2015年農林業センサスにご協力ください

平成27年2月1日現在で、全国一斉に“農林業の国勢調査”といわれる「2015年農林業センサス」が実施されます。
この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される極めて大切な調査です。
平成26年12月中旬から農林業を営んでいる皆様のごところに調査員が訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いしますので、ご協力をお願いします。

「住民基本台帳の一部の写し」
閲覧状況 平成25年10月～平成26年9月分

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条第2項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写しの交付に関する省令第3条の規定に基づき、次のとおり閲覧状況を公表します。

請求機関の名称	請求事由	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
NHK前橋放送局 局長：小川 和弘	「6月全国個人視聴率調査」に係る調査対象者抽出のため	平成26年 4月23日	中山地区 明治～平成 19年生まれ の男女14名
株式会社プロジェクト 代表取締役：宮口 一三 (委託者：群馬県)	「元気な高齢者の活躍に係る県民アンケート調査」に係る調査対象者抽出のため	平成26年 5月7日	村内全域 昭和14年5 月3日～昭和 34年5月2 日生まれの 男女4名

平成26年工業統計調査に
御回答をお願いします

「工業統計調査」が、平成26年12月31日現在で全国一斉に実施されます。
「工業統計調査」は、従業者4人以上の全ての製造業事業所を対象に、1年間の生産活動に伴う製造品の出荷額、原材料使用額などを調査し、製造業の実態を明らかにすることを目的としています。
調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として使われるほか、大学や民間の研究機関、小・中・高等学校の教材など、広く利用されています。
調査方法は、知事から事務を委嘱された統計調査員が事業所を直接訪問して、調査票の記入をお願いします。記入した調査票を回収する調査員調査のほか、一部の事業所では経済産業省から調査票を郵送する郵送調査となります。
訪問させていただく統計調査員は調査員証を携行していますので、不審な場合は御確認ください。
皆様から提出していただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守され、統計作成の目的以外には一切使用されませんので、正確な御記入をお願いいたします。
なお、記入等で御不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。
・群馬県庁 企画部統計課経済産業係
☎(直通)027-226-2410
・高山村役場 地域振興課
☎0279-63-2111

みんなの広場

たかやまの文壇

(文化協会短歌部)

二〇一四年十月歌会詠草

街に移り空き家となりし友の家
今重機にてこわされている 割田 良次
賑やかにコオロギバッタ飛び交いて
ミニ菜園の今はたけなわ 高橋 浪志
村人の野菜が並ぶ道の駅
アサギマダラも花を求めて 岩永 幸子
道よぎる小さき毛虫はどこへゆく
必死という速き動きは 小林 良教
想い出が呼び戻される
透明で素直な表現中学生短歌よ 佐藤 重夫
晩秋におのが人生重ねつつ
心静かに日々を楽しむ 相馬 昭典
紺碧の空をふたつに引き裂いて
飛行機雲の果てし遠山 中野 泰枝
物忘れ防ぐと思ひメモしたる
秋の草花記憶のなかに 後藤 節子
相次ぎし台風直撃免れて会う人ごとの
明るき対話 木村朝次郎